自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

１　貸付場所、貸付面積等

別紙募集物件一覧のとおり

※貸付面積には、放熱余地部分・回収ボックス等の設置部分を含む。

※公募は物件番号ごとに行う。

２　貸付期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（更新なし）

３　設置する自動販売機の規格及び設置者の遵守事項

（１）大きさ及びデザイン

①大きさ

物件番号	施設名称（設置箇所）	大きさ
1	むすびめ（屋外吹抜部１）	概ね幅 1200 ㎜×奥行 800 ㎜×高さ 2000 ㎜以内
2	むすびめ（屋外吹抜部２）	概ね幅 1200 ㎜×奥行 800 ㎜×高さ 2000 ㎜以内
3	パトリアおがわ（自販機コーナー大）	概ね幅 1100 ㎜×奥行 900 ㎜×高さ 2000 ㎜以内
4	パトリアおがわ（自販機コーナー小）	概ね幅 1000 ㎜×奥行 900 ㎜×高さ 2000 ㎜以内
5	パトリアおがわ（ホール脇）	概ね幅 1000 ㎜×奥行 900 ㎜×高さ 2000 ㎜以内

②デザイン

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

物件番号１・２は小川町の提案するラッピングを施すこともできるものとすること。

③自動販売機の種類

物件番号１～３…缶・ペットボトル等飲料自動販売機

物件番号４…紙パック飲料自動販売機

物件番号５…アイス自動販売機

（２）環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン冷媒

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。（紙パック自動販売機については除く。）

（３）安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４）使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機１台につき１個の割合で自動販売機脇に設置するものとし、缶、ペットボトルを分別回収できるものとする。

②回収ボックスの規格

ア　素材

プラスチック製または金属製とする。

イ　容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積を持ったものとする。

ウ　その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨を表示するほか、使用済み容器投入入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための

仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。
③使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。
④容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

（５）自動販売機の設置及び管理運営
①設置者において、商品の補充及び変更、売上高の回収及びつり銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時に対応する。
④自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情等については、設置業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
⑤電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が利用できるキャッシュレス決済対応を必須とする。

（６）その他
災害対応型自動販売機とし、災害時には事前に町に預けた鍵や遠隔操作により自動販売機内の飲料を取り出すことができる機種とする。
ただし、紙パック自動販売機については、災害対応型自動販売機の製造または取り扱いをしていない場合には通常の自動販売機とすることができるものとする。その場合には、災害時における無償提供に関する協定は結ばない。

※設置者に決定した事業者と小川町は、後日、協議の上、災害時における無償提供に関する協定を締結させていただきます。

４　販売商品の種類等

（１）種類　酒類を除く清涼飲料（コーヒー、乳飲料等を含む）全般とする。

（２）価格　物件番号１・２むすびめ（小川町観光案内所・移住サポートセンター）設置機については、市販価格（定価）とする。物件番号３～５パトリアおがわ（小川町総合福祉センター）設置機については、市販価格（定価）の１０円割引いた価格とする。

５　貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

ただし、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、その変動した額に相当する額を加算した金額とする。

いずれも当該金額に１円未満の端数がある時は､その端数額を切り捨てるものとする。

６　売上手数料

徴収しない。

７　費用負担

自動販売機の設置、撤去、維持管理及び安全対策等に要する費用は、設置者が負担する。

８　貸付場所の返還

契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して小川町の確認を受けなければならない。

９　自動販売機設置に伴う事故

小川町の責めに帰する事由による場合を除き、設置業者がその責めを負う。

１０　商品等の盗難及び破損

（１）小川町の責めに帰することが明らかな場合を除き、小川町はその責めを負わない。

（２）設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

１１その他

（１）事業の執行、庁舎管理を行う上で必要な庁舎等の施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電、による売上の減少等については、町はその責任は負わない。

（２）パトリアおがわにつきまして、貸付期間内に１年ほどの工事を行う予定があります。このため、貸館を休止する可能性があります。